

フィルタリングとは

インターネットのウェブページを一定の基準で評価判別し、子どもに見せたくない有害なページにはアクセスできないようにする、とても便利な機能です。

また、「フィルタリング」には様々な種類があり、子どもの年齢やご家庭のルールにあわせて選択することもできます。

このように有効な手段である「フィルタリング」ですが、

携帯電話・スマートフォンにおける利用率は、

小学生で約8割、中学生で約7割、

高校生で約5割と、有害なページへのアクセスが

十分に制限されているとはいえない状況です。



(平成24年度青少年のインターネット利用環境実態調査)

そこで

愛知県では「フィルタリング」の利用を促進することを目的として、青少年保護育成条例を改正し(注)、18歳未満の少年少女が使用する携帯電話やスマートフォンを契約する際の事業者や保護者の義務を規定しました。

保護者の皆さんへ

**「子どもが嫌がるからフィルタリングは利用しない。」と
安易に判断せず、年齢や使い方に合わせて利用し、
サイバー犯罪や消費者トラブルから子どもを守りましょう。**

(注)青少年保護育成条例改正のポイント(平成25年7月1日施行)

①事業者の義務(保護者へフィルタリング等に関する十分な説明)

②保護者の義務(フィルタリングサービスを利用しない場合はその理由を記載した書面を事業者へ提出)

問い合わせ先・詳細

県民生活部社会活動推進課 青少年グループ ☎052-954-6175

△知っていますか？ 携帯電話とスマートフォンのフィルタリングの違い。△

▶携帯電話の場合

携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスを利用することができます。
接続してよいサイトを設定する「ホワイトリスト方式」や接続できないサイトを設定する「ブラックリスト方式」などがあり、携帯電話事業者によって違いがあります。
必要なフィルタリングサービスを確認して効果的に利用してください。



▶スマートフォンの場合

スマートフォンは2通りの回線(携帯電話回線とWi-Fi回線)でインターネットに接続できるため、それぞれに対応できるフィルタリングが必要です。
また、携帯電話事業者が提供する、子どもに有害なアプリを自動的に選別して使用できないようにする「アプリフィルタリング」やアプリの利用を保護者が管理できるサービスも利用しましょう。



現在フィルタリングを利用していない携帯電話やスマートフォンでも、販売店に手続きを依頼すれば、サービスを利用することができます。